

令和3年度9月分

建設・上下水道関係

<p>件名</p>	<p>神々廻に建設予定の目的不明のヤードについて</p>
<p>内容</p>	<p>家の近くに目的不明のヤードの建設予定があることがわかりました。 このようなものが家の近くにできると、今後、騒音、異臭、土壌汚染などでこれまでの生活ができなくなるのではないかと、健康に悪影響があるのではないかと強い不安と恐れを感じています。 また、この地域一帯は井戸水を使っているため、地下水が汚染された場合はさらに広い範囲に影響しないかと非常に心配です。 私は生まれたときから緑が多く自然が豊かなこの地域に育ち、近年このような施設がどんどん増えてきているのをとても残念に感じていましたが、今回はこれまでなかった強い不安を感じます。それは私のみでなく、近隣の方も同様です。 地域の環境を守るため、安心してこれからもここで生活していくため、何とか今回のヤードの建設を止めることはできないでしょうか。</p>
<p>回答</p>	<p>市長への手紙をいただきありがとうございます。 また、日頃より市政への御理解、御協力を賜りありがとうございます。 お寄せいただきました市長への手紙についてお答えします。 当該区域については、市街化調整区域であることから建築物を建築する際は、都市計画法の手続きが必要となり、立地要件のある建築物でなければ建築することは出来ません。また、建築物を建築しないヤードについては、都市計画法に基づく手続き等が不要となります。 そのため、都市計画法には規制する条項がないため、市として当該ヤードの建設中止等を求めることはできません。今後、建築物の建築予定等があった場合には、都市計画法に基づき対応してまいります。 また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可や産業廃棄物の取扱いについては、千葉県の特権となりますので、県が許可権者となり指導等を行うこととなります。ただし、循環資源としてリユースまたはリサイクルされることを前提としている「有価物」である場合には、一般廃棄物や産業廃棄物に該当しないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受けないものとなります。 なお、千葉県では「特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」を制定しており、ヤード内で特定の自動車部品の保管又は分離を行う場合については、届出義務や油の浸み出し防止の措置義務などが定められているほか、違反があった場合には千葉県が立入検査をすることとされております。 これらのことから、市としましては、権限を有する千葉県と連携を図りながら、現地確認など当該施設の状況把握に努めてまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。 （関係課：建築宅地課、環境課）</p>